## ふれあい・いきいきサロンについて

#### 1. ふれあい・いきいきサロンとは?

ふれあい・いきいきサロンとは、地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりを目的に、身近な生活圏を拠点に参加者と協力するボランティアの皆さんが一緒になって企画・運営する仲間づくり・ふれあいの場づくりです。

この活動は、地域住民による支え合い活動として、全国各地で取り組まれており、 赤磐市内でも活動の輪が広がってきています。

	29 年度(H29 年 12 月支給分まで)					28 年度
	山陽	赤坂	熊山	吉井	合計	合計
サロン数	31	16	22	30	99	91
地区組織化率	68.9	68.2	67.7	79.4	71.2	63.6
実 施 回 数	140	78	129	103	450	846
延参加者数	3,267	1,606	2,456	1,925	9,254	15,298

#### 2. ふれあい・いきいきサロンが目指すものは?

地域に暮らすすべての世代がそれぞれの特色を活かして「ふれあい・いきいき サロン」に参加することで、地域全体に「ふれあい」「交流」の輪が広がって いきます。そして、この交流が日常的になりお互いの生活上の心配ごとや困りごと に気づき、ごく自然に地域内での「支え合い」「助け合い」の活動(住民による 支援ネットワーク体制)につながっていくことを目指しています。

#### 3. ふれあい・いきいきサロンの効果は?

- 効果① 生活が楽しくなる。生きがいや社会参加の意欲が高まる。
- 効果② 地域の人とふれ合うことで、横のつながりや気の合う仲間づくりができる。
- 効果③ サロンに通うことで、孤立や閉じこもり防止になり、生活にハリができる。
- 効果④ 適度に体を動かすことで健康づくりができる。
- 効果⑤ 要援護者の生活ニーズの早期発見、早期解決へつながる。
- 効果のの自立した日常生活に必要な情報提供、情報交換の場となる。
- 効果⑦ 地域における見守り、支え合いのネットワークへつながる。

#### 4. ふれあい・いきいきサロンの内容は?

#### ★参加者・人数

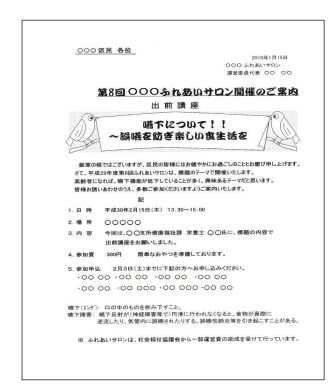
対象者は子どもから大人まで誰でも参加することができます。

また、人数は 5~20 名程度の少人数が望ましいとされていますが、地域の実情に合わせてください。

## Point 参加者の募集方法

サロンの情報を対象者に届けるために、地域の実情や対象者の特性を見極めた上で、適切な情報発信を行う必要があります。また、チラシを作成する際は、楽しい雰囲気が伝わるよう、イラストを使うと効果的です。

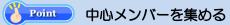
(具体例) 掲示板、回覧板、チラシづくり、直接誘いに行く、家族に後押しをしてもらう





#### ★ 運営の中心的な担い手

サロンの運営の中心的な担い手は、福祉推進員、民生委員児童委員、老人クラブ、 愛育委員、栄養委員、区・町内会、地域のボランティア等で連携・協働して運営する ことが大切になります。



活動を継続していく上で、サロンの趣旨に共感し、ともに活動してくれる仲間を見つける ことが重要です。知人やご近所、地域で活動されているかた、特技や技術を持ったかたなど、 地域の人財の支援や協力が得られれば、サロン運営も順調に進みます。

#### ★ 実施場所

実施場所は、地区のコミュニティハウスや集会所、公民館など参加者が歩いて参加 できる場所で開催しましょう。

(サロンの目的を達成するために適当と認められる場合は、赤磐市内の公共施設やそれに 準ずる施設で開催されるものも助成対象活動として取り扱いを行っています。)

#### ★ 開催回数

日常的にふれあい・集える場づくりを進めるため、月1回程度まで徐々に頻度を増 やしていくことが理想です。なお、参加者やボランティアの意向、運営体制を踏まえ て継続して活動できるように無理のない計画を立ててください。

#### Coint フリースペース型のサロン(茶話会やカフェなど)

予定を立てて活動を行うプログラム型サロンは、担い手の負担が大きくなりがちです。 特に決まったプログラムを実施せず、おしゃべりを中心に展開するフリースペース型サロン をうまく組み合わせることによって、無理のないペースで定期的に行うことも一つの方法です。

### ★ 内容・プログラム

ふれあいサロンは、地域の誰もが参加できる活動であり、地域の人たちに親しまれ る場づくりが原則となります。地域に開かれた場づくりを目ざし、参加者や地域住民 と一緒に話し合って、みんなで楽しめる内容を考えてください。

#### べ Point 地域に開かれた場づくり

ふれあいサロンは、同好会やサークル活動とは異なり、地域の誰もが参加できる活動です。 おしゃべり、会食、季節行事、手芸、健康体操、カラオケ、ゲーム、園芸、講習会など活動 内容は様々ですが、参加者や地域住民の声を取り入れながら、プログラムを考えましょう。

#### ★ 運営のための費用等

サロンは、参加費等の自主財源で運営することが望ましく、県内のサロンでは、 平均 200 円~300 円程度の参加費を徴収して運営が行われています。

(赤磐市社会福祉協議会では、サロンの運営費や活動費の助成を行っています。)

#### Point 運営費用の確保

費用をかけずに楽しむことも大切ですが、参加者主体の雰囲気づくりや運営への関心を高め るためにも、必要な費用は、参加者の利用料や会費をあてることが基本です。

また、地域のイベントに出店するなど、運営費用の確保につとめているサロンもあります。

#### ★ 事故等への対応

サロンには、高齢者や障害者、子どもなど様々な人が参加しますので、どんなに 気を付けていても不慮の事故が起きる場合があります。運営者は、事故の防止や不測 の事態が生じたときの対応について、考えておく必要があります。

#### - Point ボランティア行事用活動保険 ●補償金額(保険金額) 保険金の種類 補償金額 死亡保険金 加 後遺障害保険金 ケ 者 入院保険金日額 ガ 本 手術 入院中の手術 0

対物事

400 万円 400 万円 (限度額) 3,500 円 35,000円 人 保険金 17,500 円 外来の手術 補  $\mathcal{O}$ ケ 通院保険金日額 2,200円 ガ 賠償責任 事 故 1 名•1 事故 2 億円(限度額) 対

故

- ●保険料 1 名あたり 28 円/日 (最低保険料 560 円)
- ●補償期間 行事開催期間
- その他 従来の A プランに加え、名簿 の備付が不要なCプランも あります(活動対象や範囲に 制限あり)

#### ★ 会計事務

の補償

ふれあいサロンの運営費については、適切に会計事務を行うためのルールづくりを 行い、地域のかたに理解いただけるよう情報公開を行う等透明性の確保に努めること が大切になります。

1 事故 1,000 万円 (限度額)

# | Point 会計の透明性の確保のための具体的な取り組み例 □ 金融機関の□座により運営費を管理し、お金の出し入れの記録を残す。 □ 現金出納帳により現金の収入と支出をすべて正確に記録する。 □ 個人名ではなく、ふれあいサロン名の領収書を発行してもらう。 □ 会計担当者を置く、通帳と印鑑は別の人が管理するなど、複数の人が関わって出納管理 を行う。 □ 会計監査など、第三者により会計処理が適切になされているかチェックする。 □ ふれあいサロン関係者のみならず、地域のかたに広く決算報告を行う。

### ★ その他

ふれあいサロンの運営にあたり、開催案内チラシ等に「ふれあい・いきいきサロン は、社会福祉協議会から一部運営費の助成を受けて行っています。」と明示してくだ さい。

## ふれあい・いきいきサロンの立ち上げについて

~社協ができること~

#### 1. 最初の働きかけ

- ① 福祉推進員を対象とする会議などにおけるサロンの意義や目的等の説明
- ② サロンの取り組みに向けた区長・町内会長への文書依頼

#### 2. 開始準備への支援

① サロン説明会の開催

福祉推進員、区長・町内会長、民生委員児童委員、愛育委員、栄養委員、 老人クラブ、ボランティア(サロンに関心のある方)などを対象

- ② 立ち上げ経費の助成
- ③ 参加者募集・PR

案内チラシ印刷

#### 3. 運営への支援

- ① プログラムの企画等への側面的支援の実施 ボランティア派遣(マジックや演芸などボランティアの紹介・調整)
- ② 活動に必要な機材・備品等の貸出 レクリエーション用具、車いす、マジック用品
- ③ 広報紙におけるサロン活動の広報・PR
- ④ 運営に関する相談・助言
- ⑤ 運営費・活動費の助成
- ⑥ 行事用保険等の案内及び加入受付

## ふれあい・いきいきサロン事業助成金の手続き

日 程	サロン代表者(福祉推進員)	社 協			
	◆ 年間運営費交付申請書兼請求書の提出				
4月10日 ※その後も 随時受付	<ul><li>≪年間運営費助成額≫</li><li>1,000 円×実施回数(12,000 円を上限)</li><li>※実施回数に変更が生じる場合は、年間運営費変更交付申請書を提出</li></ul>				
4月下旬	◆ 年間運営費助成金交付決定書 <i>の</i>				
	◆ 年間運営費助成金の受取 ※印鑑を持って社協へ	※予め口座の申請をされている地区は 指定口座へ振込(JA岡山東のみ)			
	◆ 活動費交付申請書兼請求書の提出				
サロン実施後 *毎月 10日締切	<ul> <li>《活動費助成額》         <ul> <li>1人200 円×参加人数分(月1回を上限)</li> </ul> </li> <li>《助成対象事業》                原則として、地区内の集会所等で行われる下記の事業とする。                 ①軽スポーツ</li></ul>				
申請月 下 旬	<ul> <li>⑤実施地区外からの講師等(謝金・謝礼を受け取る者を除く)</li> <li>※協力員は、ふれあいサロンの計画づくりや開催準備、当日のお世話などをする運営の中心的な担い手です。乳幼児の付き添いの親等は対象外です。</li> <li>《その他》</li> <li>写真(データ可)を添付すること。※領収書(写し)は不要です。</li> <li>※首動費助成金の受取</li> <li>※予め口座の申請をされている地区は指定口座へ振込(JA岡山東のみ)</li> </ul>				
4月末	◆ 事業実施報告書の提出				